

整理番号	
区分	■治験 □製造販売後臨床試験
	□医薬品 □医療機器 ■体外診断薬

治験契約書(案)

受託者 国立大学法人大阪大学（以下「甲」という。）と委託者 [名称]（以下「乙」という。）は、被験薬（化学名又は識別記号）の治験（以下「本治験」という。）の実施に際し、以下の各条のとおり契約を締結する。

（本治験の内容及び委託）

第1条 本治験の内容は次のとおりとし、甲は乙の委託により、これを実施する。

- 1 治験課題名
- 2 治験実施計画書番号
- 3 治験の内容（対象・投与期間等）
- 4 治験実施場所及び名称
- 5 治験責任医師 所属 氏名
- 6 契約期間 契約締結日～ 年 月 日

（本治験の実施）

第2条 甲及び乙は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、同施行令、同施行規則、GCP省令、GCP省令に関連する通知、（以下これらを総称して「GCP省令等」という。）を遵守して、本治験を実施するものとする。

- 2 甲は、前条の治験実施計画書を遵守して慎重かつ適正に本治験を実施する。
- 3 治験責任医師は、被験者が本治験に参加する前に、GCP省令第51条第1項各号に掲げる事項を記載した説明文書及び同意文書を作成し、被験者に交付するとともに、当該説明文書に基づいて本治験の内容等を十分に被験者に説明し、本治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。また、同意取得後に、同意文書の写を被験者に交付するものとする。なお、被験者の同意取得が困難な場合、本治験への参加若しくは参加の継続について被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験を実施する場合又は被験者が説明文書などを読めない場合にあつては、GCP省令等に基づき同意を取得するものとする。
- 4 甲、治験責任医師及び乙は、GCP省令等に規定されている通知及び報告を、適切な時期に適切な方法で行わなければならない。
- 5 甲は、天災その他やむを得ない事由により本治験の継続が困難な場合には、乙と協議を行い、本治験の中止又は契約期間の延長をすることができる。

（治験の中止等）

第3条 乙は、次の場合、その理由を添えて、速やかに甲に文書で通知する。

- (1) 本治験を中断し、又は中止する場合
 - (2) 本治験により収集された治験成績に関する資料を被験薬に係る医薬品製造販売承認申請書、又は再審査、再評価申請に添付しないことを決定した場合
- 2 甲は、治験責任医師から次の報告を受けた場合は、速やかにこれを治験審査委員会及び乙に文書で通知する。
- (1) 本治験を中断し、又は中止する旨及びその理由
 - (2) 本治験を終了する旨及び治験結果の概要

(提供物品等の提供)

- 第4条 乙は、治験に必要な提供物品、消耗器材をあらかじめ甲に提供するものとする。
- 2 前項の提供物品等の搬入、据付け、取り外し及び撤去に要する経費は、乙が負担するものとする。
 - 3 甲は、乙から提供された提供物品等を保管・供用し、本治験の終了後、費消した消耗器材を除き、遅滞なく乙に返還するものとする。
 - 4 甲は、研究費により取得した物品等については、本治験終了後もこれを乙に返還しないものとする。なお、乙から提供を受けた提供物品等が滅失し、又はき損したことにより乙が損害を受けた場合においても、甲の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負わないものとする。

(記録の閲覧及び被験者の秘密の保全)

- 第5条 乙は、正当な理由なく、本治験に関し職務上知り得た被験者の秘密を第三者に漏洩してはならない。また、乙は、その役員若しくは従業員又はこれらの地位にあった者に対し、その義務を課すものとする。

(症例報告書の提出)

- 第6条 甲は、本治験を実施した結果につき、治験実施計画書に従って、速やかに正確かつ完全な症例報告書を作成し、乙に提出する。

(機密保持及び治験結果の公表等)

- 第7条 甲は、本治験に関して乙から開示された資料その他の情報及び本治験の結果得られた情報については、乙の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。
- 2 甲は、本治験により得られた情報を専門の学会等外部に発表する場合には、事前に文書により乙の承諾を得るものとする。
 - 3 乙は、本治験により得られた情報を被験薬に係る医薬品製造販売承認申請等の目的で自由に使用することができる。また、乙は、当該情報を製品情報概要として使用することができるものとする。

(知的財産権)

- 第8条 治験実施の結果、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、データベースの著作物の著作権、プログラムの著作物の著作権、回路配置利用権、及びノウハウに係る権利並びに外国におけるこれらの権利に対応する権利をいう。）が発生した場合は、甲乙協議のうえ、適切に定めるものとする。

(記録等の保存)

- 第9条 甲が保存しなければならない記録等の保存期間は、治験の場合は、少なくとも被験薬に係る医薬品製造販売承認日又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間とし、製造販売後臨床試験のばあいは、被験薬の再評価又は再審査が終了するまでの期間とする。ただし、乙がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について甲乙協議し決定するものとする。
- 2 乙は、被験薬に係る医薬品製造販売承認が得られた場合、開発を中止した場合又は記録等の保存を要しなくなった場合には、これを遅滞なく甲に通知するものとする。

(本治験に係る費用及びその支払方法)

- 第10条 本治験の委託に関して甲が乙に請求する費用は、本治験に要する経費のうち、診療に要する経費以外のものであって本治験の適正な実施に必要な経費(消費税を含む。以下「研究費」という。)
- 金 ○○○○○ 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
- 2 研究費に係る消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき、得た額とする。
- 3 乙は、第1項に定める研究費を、甲の発行する請求書に基づき、請求書に指定する期限までに一括して支払うものとする。
- 4 甲の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、乙の負担とする。

(研究費等の処置)

- 第11条 甲は、乙が納付した研究費については、原則として返還しないものとする。ただし、甲の責により本治験を中止し、又は延期する場合において、納付された研究費の額に不用が生じた場合は、甲は不用となった額の範囲内で乙に返還できるものとする。

(被験者の健康被害の補償等)

- 第12条 本治験に起因して、被験者に何らかの健康被害が発生した場合は、甲は速やかに治療その他必要な措置を講ずるものとし、治療に要した診療費のうち、被験者の自己負担となる費用は乙が負担する。
- 2 その他本治験の実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その一切の責任は乙が負担するものとする。

(契約の解除)

- 第13条 乙は、甲が治験実施計画書又は本契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合には、直ちに本契約を解除することができる。ただし、被験者の緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書から逸脱した場合はこの限りではない。
- 2 契約期間の満了以前に、治験責任医師より終了報告書が提出され、甲乙ともにこれを認めた場合は、本契約を解除することができる。
- 4 前二項に基づき本契約が解除された場合、甲は、第6条に従い、当該解除時点までに実施された本治験に関する症例報告書を速やかに作成し、乙に提出する。
- 5 第1項、又は第2項のいずれかに基づき本契約が解除された場合であっても、第5条、第7条、第8条及び前条の規定はなお有効に存続する。

6 第1項に基づき本契約が解除された場合、乙は、速やかに、規制当局にその旨を報告するものとする。

7 甲は、乙が研究費を所定の期日までに支払わないときは、本契約を解除することができるものとし、それによって生じた甲の損害を乙は補償するものとする。

(訴訟等)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、民事訴訟法第11条に基づき、甲の所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(その他)

第15条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議、決定する。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

(住所)
甲 (名称)
(代表者) 印

(住所)
乙 (名称)
(代表者) 印